



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働一〇一)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件
(総務二九九)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (同三〇〇)

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件 (同三〇一)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件 (同三〇二)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (同三〇三)

九 六 五 一

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件 (同三〇四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人北方領土問題対策協会
平成二十九事業年度財務諸表、日本
私立学校振興・共済事業団共済運営
規則の一部変更、農林漁業団体職員
共済組合役員就任並びに退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分関係

会社その他

会社決算公告

九 二〇 二四 三五

省 令

○厚生労働省令第百十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
都道府県名	郡名	市町村名	市町村名
北海道	(略)	(略)	(略)
青森県	(略)	鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 新得町 清 水町	鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 寒町 剣淵町 下川町 新得町 清水町 和
宮城県	(略)	板柳町 中泊町	中泊町
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
秋田県	(略)	丸森町 川崎町	丸森町 川崎町
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
山形県	(略)	五城目町 八郎潟町 井川町	五城目町 井川町
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
福島県	(略)	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 喜多 方市 相馬市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 喜多 方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

茨城県	久慈郡 (略)	北相馬郡 (略)	秩父郡 (略)	千葉県	神奈川県	福井県	岐阜県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県
日立市	大子町 (略)	利根町 (略)	横瀬町 (略)	館山市 (略)	山北町 (略)	福井市 (略)	大垣市 (略)	長浜市 (略)	京都市 (略)	南河内郡 (略)	三宅町 (略)
常陸太田市	大子町	利根町	皆野町	勝浦市	真鶴町	敦賀市	高山市	近江八幡市	福知山市	天理市	御杖村
高萩市	大子町	利根町	小鹿野町	市原市	真鶴町	小浜市	多治見市	栗東市	舞鶴市	桜井市	
北茨城市	大子町	利根町	東秩父村	鴨川市	真鶴町	大野市	関市	甲賀市	綾部市	五條市	
常陸大宮市	大子町	利根町		南房総市	真鶴町	勝山市	中津川市	高島市	宇治市	御所市	
	大子町	利根町		いすみ市	真鶴町	坂井市	美濃市	東近江	宮津市	宇陀市	
茨城県	久慈郡 (略)	埼玉県	秩父郡 (略)	千葉県	神奈川県	福井県	岐阜県	滋賀県	京都府	奈良県	
日立市	大子町 (略)	大宮市 (略)	秩父郡 (略)	館山市 (略)	山北町 (略)	福井市 (略)	大垣市 (略)	大津市 (略)	京都市 (略)	奈良市 (略)	
石岡市	大子町	大宮市	横瀬町	市原市	山北町	敦賀市	高山市	長浜市	福知山市	天理市	
常陸太田市	大子町	大宮市	皆野町	鴨川市	山北町	小浜市	多治見市	近江八幡市	舞鶴市	五條市	
高萩市	大子町	大宮市	長瀬町	君津市	山北町	大野市	関市	栗東市	綾部市	宇陀市	
北茨城市	大子町	大宮市	小鹿野町	いすみ市	山北町	勝山市	中津川市	甲賀市	宇治市	宇陀市	
常陸	大子町	大宮市	東秩父村	南房総市	山北町	越前市	美濃市	高島市	宮津市	宇陀市	

和歌山県	高市郡 (略)	明日香村 (略)	海南市 (略)	橋本市 (略)	田辺市 (略)	新宮市 (略)	紀の川市 (略)
鳥取県	有田郡 (略)	湯浅町 (略)	廣川町 (略)	有田川町 (略)			
岡山県	東伯郡 (略)	三朝町 (略)	琴浦町 (略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				
福岡県	田川郡 (略)	香春町 (略)	添田町 (略)	川崎町 (略)	大任町 (略)	赤村 (略)	福智町 (略)
佐賀県	(略)	佐賀市 (略)	唐津市 (略)	多久市 (略)	伊万里市 (略)	武雄市 (略)	鹿島市 (略)
長崎県	北松浦郡 (略)	嬉野市 (略)	神埼市 (略)				
熊本県	上益城郡 (略)	御船町 (略)	甲佐町 (略)	山都町 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

1 この省令は、平成三十年八月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)より前に締結された労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。)に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号、以下「令」という。)第二條第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀨町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、施行日における当該労働者派遣に係る労働者派遣の期間内に限り、当該区域を令第二條第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から平成三十年九月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づき労働者派遣について、同日において令第二條第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀨町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、同日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二條第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。